

宝仙学園中学高等学校共学部父母会個人情報取扱規則

1. (目的) 本規則は、宝仙学園中学高等学校共学部父母会（以下、「本会」とする。）が保有する個人情報の適正な取扱と活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、父母会会則第9章22条に基づき細則に準じて定めるものである。
2. (責務) 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。
3. (利用目的) 本会で収集する個人情報はあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、学校以外の第三者提供ある場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとする。
なお、本会で取得した個人情報は以下の目的のために利用する。
 - (1) 父母会活動のための委員会名簿・クラス名簿の作成や、必要な場合に連絡を取り合うために利用する。
 - (2) 委員会選出及び役員候補者の選出業務を行うために利用する。
 - (3) 父母会通信の発行に必要な情報を確認するために利用する。
 - (4) 父母会主催イベントや支援活動等、その他各種父母会活動を円滑に行うために利用する。
4. (管理責任) 本会で取得した個人情報の総管理責任者は父母会会長とし、その管理ルールは父母会役員会で定める。
 - (1) 本会で収集した情報は、父母会役員会で年度ごとに台帳管理し、収集した単位ごとに管理者・取扱者を定める。
 - (2) 父母会役員及び管理者・取扱者は職務上知ることができた個人情報についてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととし、その役割を退いた後も同様とする。
 - (3) 父母会役員及び管理者および取扱者は、みだりに持ち出し、複製ができないように個人情報を適切に管理する。収集した個人情報をデジタルデータに変換し、電子機器等に保管する場合は、電子機器にウィルス対策ソフトを入れる、パスワードをかけるなど適切な管理を行う。

5. (第三者提供) 第三者への個人情報の提供(学校及び法律で規定される例外を除く)をする場合は、必ず本人の同意を得る。また、個人情報を第三者に提供したときは、法令に基づき次の項目について記録を作成し、その年度を起点として4年間保存する。
 - (1) 提供する第三者を特定するに足りる情報(氏名・会社名、代表者等)
 - (2) 提供する個人情報の項目
 - (3) 第三者へ提供した年月日
 - (4) 対象者の同意を得ている旨
6. (漏洩等の対応) 本会で収集した個人情報の漏洩等(紛失含む)の恐れがある場合は、管理者へ報告し、管理者は管理総責任者である父母会会長へ報告する。
7. (管理ルールの徹底) 管理総責任者である父母会会長は、父母会役員及び管理者、取扱者に対し、個人情報の取り扱いに関するルールに関しての徹底のための研修等を行うものとする。
8. (情報の開示) 収集した個人情報について、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令にもとづきこれに応じる。
9. (苦情の処理) 父母会役員会及び管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
10. (本規約の改正) 本規約の改正は、父母会役員会において実施する。

附 則

- 1 この規則は、2018年(平成30年4月1日)より施行する。

以上